

平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号放送法順守義務確認等請求事件（第2事件）

平成29年（ワ）第137号放送法順守義務確認等請求事件（第3事件）

平成29年（ワ）第466号放送法順守義務確認等請求事件（第4事件）

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被 告 日本放送協会

## 意 見 陳 述 書

2019年6月3日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告宮内正厳及び原告溝川悠介代理人

弁護士 今 治 周 平

当職から、本日の期日で陳述した原告準備書面（19）の第1「公法上の義務について」に関して、次のとおり意見の陳述を行います。

被告は、被告準備書面(5)において、「放送法4条1項各号が抽象的義務であることや、受信契約を締結していない放送受信者との関係でも、被告が放送法4条1項各号について具体的義務を負うものではない」と主張しています。

確かに、放送法の規定について、国家に対する客観的義務、放送受信者

との関係では抽象的義務を定めたものにすぎないという考え方はあります。

しかし、このような被告の主張は、現代における被告と放送受信者との関係にはそぐわない理解といわざるをえません。

憲法学者である奥平康弘教授は、放送内容についての事後措置を定めた改正前放送法5条に関する事案において下された平成7年4月28日の東京地方裁判所の判決について、次のように述べられています。

その事案は、放送事業者の放送により、自分の名誉を傷つけられたと思った視聴者が、改正前放送法第5条に基づいて放送事業者に番組のビデオ視聴を請求したところ、放送事業者がこれを拒否したため訴訟となった事案でした。東京地方裁判所は、改正前放送法5条について、国家に対する客観的な義務という意味合いで「公法上の義務」という概念を用い、視聴者個人に対する放送事業者の義務を定めたものではないとの解釈を示して、視聴者の請求を退けました。

この判決について、奥平教授は、「ぼくは、「公法上の義務」といった言葉をみたとき、正直言って愕然としました。これはぼくたちが昔々習った古臭い行政法に特有な概念です。この解釈は郵政省であれば、まさにとるであろうと思われる解釈です。」「この裁判は、放送局が市民との間の対応関係を考え直さなければならない時代に、非常に古臭い行政法的感覚を持ち続けていることを暴露しました。」と述べられています。

奥平教授が批判するこの東京地方裁判所判決から20年以上が経過した本訴訟においては、当然に、奥平教授のいう「非常に古臭い行政法的感覚」を乗り越える解釈が示されるべきです。

我々は、本訴訟の実質的当事者訴訟につき、放送法4条1項各号が公法上の義務であるとして主張をしていますが、これは、先程の東京地方裁判所や被告が述べるところの、いわゆる伝統的な意味での国家に対する客観的義務、つまり個別の放送受信者に向けて義務づけたものではないという

考え方に基づくものではありません。放送法4条1項各号は、放送受信者の知る権利や参政権といった法的利益を保護するために、被告が放送受信者に向けて具体的義務を課しているという考え方に基づくものです。なぜ、そのような考え方に基づくべきであるかということは、これまでの訴訟の主張で述べてきたところです。

本訴訟の実質的当事者訴訟においては、放送法4条1項各号が、被告に対し、個別の放送受信者に向けて具体的義務を課しているということを前提に判断されるべきであると考えます。

以上